

令和2年5月26日
グロースエキスパートナース株式会社

新型コロナウイルス感染症への対応について【2020年5月26日更新】

新型コロナウイルス感染症に対する、現時点での当社グループの対応について、下記の通り定めましたのでお知らせします。

関係者の皆様には多大なご不便とご迷惑をお掛けしますが、何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

なお、こちらの内容は今後の状況の変化を反映し、更新する可能性があります。

基本方針

当社グループは、新型コロナウイルス感染症に伴うリスクに対し、以下の方針に基づき体制を整備し、必要な対策を遂行します。

- ・ 社員およびその家族の健康に対する影響の防止に努めます
- ・ 長期的な観点で事業継続性を確保し、お客様に対するサービスレベルの維持に努めます
- ・ 公的機関の指導や要請に従い、感染拡大の抑止に努めます

対策

当社グループは上記の基本方針に基づき、以下の対策を実施します。

- ・ 感染症対策本部を設置し、情報収集を進めるとともに今後の対策について統括します
- ・ 時差通勤や手指消毒の義務付け等の感染防止策を実施します
- ・ 感染等が発生した際の対応を円滑に進めるための対応手順を整備します

感染症対策本部の設置について

- ・ 2/18（火）より感染症対策本部を設置し、対策期間中の当社グループの対応を統括します
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応方針を定め、社員を含む関係者に展開します
- ・ 感染症に関する基本情報や発生状況、社員の健康状態等の情報を継続的に収集します

感染防止策について

本件対策の基本方針に基づき、以下の感染防止策を実施します。

<各自で取り組むべき感染防止策の周知>

- ・ 以下のような各自で取り組むべき感染防止策について周知し、実施を励行します。
 - ・ 新型コロナウイルスの感染状況や予防のための留意事項等に関する情報に注意すること
 - ・ パニックを起こさないよう、正しい情報に基づき、適切な判断・行動をとること
 - ・ 個人での感染予防や健康状態の把握に努めること
 - ・ 咳エチケットを心がけること
 - ・ 手洗いを励行すること（入社時、外出先からの帰社時、帰宅時、症状のある人に接触した時）
 - ・ 不要不急の外出や集会を控え、不特定多数の集まる場所に近寄らないようにすること
 - ・ 可能な限りオンライン会議を活用すること
 - ・ 外出が必要な場合も公共交通機関のラッシュの時間帯を避け、なるべく人混みに近づかないこと
 - ・ 咳やくしゃみなどの症状のある人には極力近づかないこと
 - ・ 家族とも感染防止策を共有し実施すること
 - ・ 不要不急の海外渡航を控えること（業務、プライベートとも）
 - ・ 厚労省が公表している「新しい生活様式」¹の実践に努めること
- ・ 目的
 - ・ 基礎的な感染防止対策レベルの向上による感染リスクの軽減
- ・ 対象者
 - ・ 当社グループの全社員
 - ・ 当社グループの事務所で就業している個人事業主・ビジネスパートナーを含む全関係者
- ・ 期間
 - ・ 2020/2/19（水）～

<在宅勤務の実施>

- ・ 対象者について各社で定める計画や上長の指示に基づいて入社し、それ以外の日は必要のない限り出社を避け、原則在宅勤務とします。
- ・ 目的
 - ・ 出社に伴う感染リスクおよび感染拡大リスクの回避
- ・ 対象者
 - ・ 当社グループの事業所で就業している、社員・個人事業主・ビジネスパートナーを

含む全関係者

- ・ 期間
 - ・ 2020/3/27（金）～
 - ・ 終了時期については現時点では未定。今後の状況変化を踏まえ、感染症対策本部で決定する。

<時差出勤の導入>

- ・ 出社が必要な場合、始業時刻を 11:00 とし、10:45 以前の出社を禁止します。
- ・ 勤怠管理上の運用ルールについては別途管理本部より通知します。
- ・ 目的
 - ・ 感染者と近接することによる感染リスクの軽減
- ・ 対象者
 - ・ 当社グループの社員のうち、当社グループの事業所で就業しており、通勤に公共交通機関を使う者
 - ・ 顧客の事業所に常駐している社員については、常駐先との取り決めに従う
 - ・ 公共交通機関を使用せずに出社する場合は対象から除外する
 - ・ 個人事業主やビジネスパートナーについては対象外だが、社員との共同に不都合が生じないよう個別に協議し調整する
- ・ 期間
 - ・ 2020/2/19（水）～
 - ・ 終了時期については現時点では未定。今後の状況変化を踏まえ、感染症対策本部で決定する。

<手指消毒の義務付け>

- ・ 執務エリアの外に消毒用アルコールを設置し、出社時および外出先からの帰社時に手指消毒することを義務付けます。
- ・ 目的
 - ・ 移動中に手指に付着したウイルスによる感染リスクの軽減
- ・ 対象者
 - ・ 当社グループの事業所で就業している、社員・個人事業主・ビジネスパートナーを含む全関係者
 - ・ 上記以外の訪問者等についてもポスターにより協力を要請する
- ・ 期間
 - ・ 2020/2/19（水）～
 - ・ 終了時期については現時点では未定。今後の状況変化を踏まえ、感染症対策本部で決定する。

<海外渡航者の把握>

- ・ 海外渡航者の情報を把握し、経過を観察します。
- ・ 不要不急の海外渡航は業務・プライベートともに控えてください。
- ・ やむを得ぬ事情により海外渡航する場合は、業務・プライベートともに上長に事前に行先・期間・目的を申告し、上長は感染症対策本部と情報を共有してください。
- ・ 帰国後は「対象地域からの帰国者である場合」の手順に基づき対応してください。
- ・ 目的
 - ・ 感染の可能性のある方の出社に伴う感染拡大リスクの軽減
- ・ 対象者
 - ・ 当社グループの全社員
 - ・ 当社グループの事務所で就業している個人事業主・ビジネスパートナーを含む全関係者
- ・ 期間
 - ・ 2020/3/24（火）～
 - ・ 終了時期については現時点では未定。今後の状況変化を踏まえ、感染症対策本部で決定する。

感染等発生時の対応手順について

感染等が発生した際は、以下の手順に基づき対応します。

対象者は当社グループの社員ですが、個人事業主やビジネスパートナーの場合についても基本的に同じ方針で対応します。

<発熱等の風邪症状がある場合>

- ・ 上長に報告の上、出社を控え自宅で待機（通院など必要な場合は除く）してください。
- ・ 復職するまで毎日体温を測定し記録してください。
- ・ 下記条件の「いずれか」に該当する場合は、「新型コロナウイルス感染の可能性のある場合」に基づき対応してください。
 - ・ 新型コロナウイルス感染者との接触があった場合
 - ・ 厚労省の「帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安」²で示されている条件に該当する場合
- ・ それ以外の場合は、以下の手順で対応してください。
 - ・ 症状の程度により、必要に応じて一般医療機関を受診し、医師の指示に従い治療を受ける
 - ・ 受診ごとに上長に診断結果を報告

- ・ 上長は感染症対策本部に診断結果を報告
- ・ 体調回復後、復職について上長と相談
- ・ 上長は感染症対策本部と連携し復職許可を判断

<新型コロナウイルス感染の可能性がある場合>

- ・ 上長に報告の上、出社を控え自宅で待機（通院など必要な場合は除く）してください。
- ・ 復職するまで毎日体温を測定し記録してください。
- ・ 発症から最低1週間は出社を禁止します。
- ・ 最寄りの保健所または「帰国者・接触者電話相談センター」に電話相談してください。
- ・ 指定医療機関の受診を勧められた場合は、以下の手順で対応してください。
 - ・ 帰国者・接触者相談センター等から受診を勧められた医療機関を受診
 - ・ 指定伝染病と診断された場合
 - ◇ 上長に診断結果を報告
 - ◇ 医師の指示に従い治療を受ける
 - ◇ 復職のタイミングは主治医の判断のもと、上長と相談
 - ◇ 上長は感染症対策本部と連携し復職許可を判断
 - ・ 指定伝染病と診断されなかった場合
 - ◇ 医師の指示に従い治療を受ける
 - ◇ 受診ごとに上長に診断結果を報告
 - ◇ 上長は感染症対策本部に診断結果を報告
 - ◇ 体調回復後、復職について上長と相談
 - ◇ 上長は感染症対策本部と連携し復職許可を判断

<家族に発熱等の風邪症状がある場合>

- ・ 上長に報告の上、出社を控え自宅で待機（通院など必要な場合は除く）してください。
- ・ 復職するまで毎日体温を測定し記録してください。
- ・ 発症した家族については「発熱等の風邪症状がある場合」に準じて対応してください（上長への報告は不要です）。
- ・ 家族の症状や受診結果をもとに、復職のタイミングについて上長と相談してください。
- ・ 上長は感染症対策本部と連携し復職許可を判断してください。

<新型コロナウイルスに感染していた場合>

- ・ 上長に報告の上、出社を控え自宅で待機（通院など必要な場合は除く）してください。
- ・ 復職するまで毎日体温を測定し記録してください。
- ・ 本人については以下の手順で対応してください。
 - ・ 医師の指示に従い治療を受ける

- ・ 受診ごとに上長に診断結果を報告
- ・ 復職のタイミングは主治医の判断のもと、上長と相談
- ・ 上長は感染症対策本部と連携し復職許可を判断
- ・ 上長は感染症対策本部と連携し、周囲の人への影響を評価し、必要に応じて即時帰宅等の対応を指示してください。
- ・ 感染者との接触の可能性が生じた人は「新型コロナウイルス感染の可能性がある場合」に基づき対応してください。

<家族が新型コロナウイルスに感染していた場合>

- ・ 「新型コロナウイルス感染の可能性がある場合」に基づき対応してください。
- ・ 発症した家族については医療機関の判断に従い対応してください。

<過去 2 週間以内に接触した取引先の担当者等が新型コロナウイルスに感染していた場合>

- ・ 「新型コロナウイルス感染の可能性がある場合」に基づき対応してください。
- ・ 上長は感染症対策本部と連携し、他の関係者も同じ感染者と接触していないか確認してください。

<対象地域からの帰国者である場合>

- ・ 対象地域：外務省感染症危険情報レベル 1 以上の地域³
- ・ 入国日より 14 日間は自宅待機し、毎日 1 日 2 回（朝・夕）体温を測定し記録してください。
- ・ 以降の対応については感染症対策本部の指示に従ってください。

¹ 厚生労働省「新しい生活様式」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html#newlifestyle

² 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

³ 外務省「感染症危険情報」

https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kansen_risk.html